

別居親に対する学校現場等の対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年五月十二日

参議院議長山崎正昭殿

真山勇一

別居親に対する学校現場等の対応に関する質問主意書

昨年十二月、報道によれば、文京区の公立小学校で、子供と十分に会うことができなかつた父親が、焼身自殺をし、それに我が子を巻き込み、父子とも死亡する事件があつた。

父親は離婚調停手続中のため、子供と会うことが制約されていたと報じられているが、離婚前であり、共同親権下での親子交流を制約できるという法的な根拠はない。

ここ十年間で家庭裁判所への面会交流調停の申立件数が三倍以上となつてゐる現在、連れ去りなどに端を発する「子供の奪い合い」の場が、家庭内や裁判所だけではなく、居住している地域や子供の通う学校等に広がつてゐる。

文京区の事件に限らず、地域や学校現場では、子供と離れて暮らす親（以下「別居親」という。）に対し、原則なきケースバイケースの現場裁量による対応がなされた結果、トラブルが起きるケースが少なくなつた。他にも小学校、幼稚園、保育所等が連れ戻しの現場になるなど、事件が絶えない。

法的根拠に基づかない学校等の現場裁量は限界にきており、適切な対応ができていないと言わざるを得ない現状がある。

また、学校等では本来公開資料であるべき配付物ですら別居親には渡さないことがある。そればかりか、子供の出席状態はおろか在籍しているかなどの情報をすらも伝えないと、別居親を排除するような対処が数多く採られている。

これらの対処は、「片方の親からの申告」のみを発端としている場合があり、正確な状況の把握がなされないまま行われるために、別居親を徹底して社会的に排除することとなる。その結果、排除された親の人权や社会的な立場を奪うこととなり、追い詰めてしまうことにつながる場合がある。

一方、子供の保護者という重要な立場自体も、学校に連絡をした片方の親からの申告のみで判断され、しかも、その判断は、連絡をした片方の親の身分確認さえ取らずに行われている場合がある。これでは不当な連れ去りをした片方の親が、学校側が認める事実上の「保護者」として判断され、子供から別居親を排除することにもなりかねない。

そのような背景の中、世論の求めを受け、「民法等の一部を改正する法律」（平成二十三年法律第六十一号）により民法第七百六十六条が改正され、面会交流が明文化された。改正の趣旨として面会交流を促進することが子供の利益になるとしたわれ、適切な対応がされていない現場の状況を改善し、同法改正の趣旨に

沿つた別居親への現場の対応についての運用の指針や在り方を確立することが望まれる。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 政府は、小学校、幼稚園、保育所等において、子供の両親の関係で生じていて、その概要、具体的件数等を把握しているか。また、学校等として、別居親の関与を認めている場合は、どのような基準で関与を認めているか把握しているか。

二 前記一に関して、把握していない場合は、今後把握する必要があると考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

三 政府として、小学校、幼稚園、保育所、地方公共団体等が、子どもの親権者や保護者、監護状況を把握すべきと考えるか。もし把握すべきでないとすれば、その理由を示されたい。

四 政府として、別居親が小学校、幼稚園、保育所、地方公共団体等において、どのように扱われているか把握しているか。もし把握すべきでないとすれば、その理由を示されたい。

五 政府は、民法第七百六十六条改正の趣旨を、小学校、幼稚園、保育所、地方公共団体等にどのように周知しているか。また、改正の趣旨に沿つた現場の対応の指針が必要であると考えるか。必要であるとすれ

ば、その指針の内容について示されたい。
右質問する。